

その他

旭川市都市計画審議会運営要綱の策定について



【その他】旭川市都市計画審議会運営要綱(案)

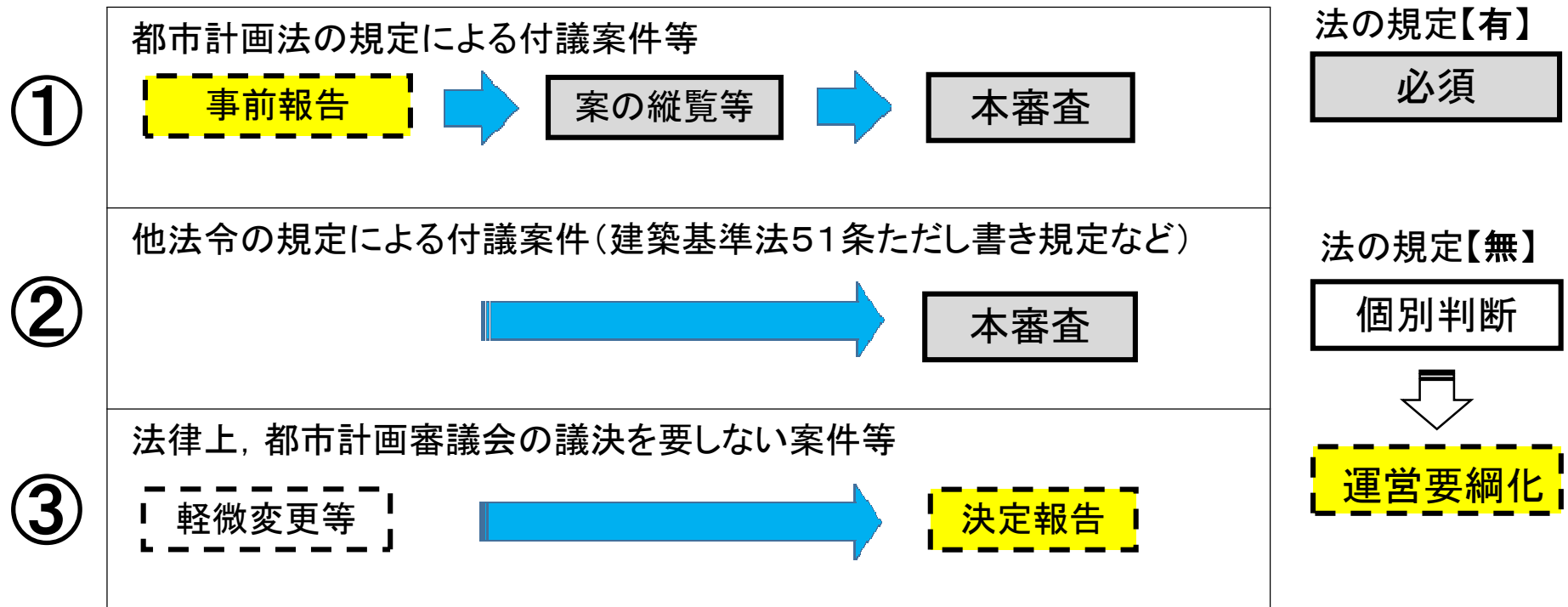
旭川市都市計画審議会条例第9条

審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

→運営要綱を作成し、事務局の手続きを明確かつ適切に対応する。

運営要綱にて定める事項のポイント

[参考図]旭川市都市計画審議会における審議フロー



【その他】旭川市都市計画審議会運営要綱(案)

運営要綱にて定める事項

決定報告事項(案)

- 一 都市計画決定図書(都市計画法第14条)のうち、法の規定によらない記載事項の訂正
・R3年度都市計画審議会意見を踏まえた対応

【参考】R3都市計画審議会資料

都市施設名	位置	面積	備考
ごみ処理場 旭川市リサイクルセンター	旭川市 東旭川町上兵村	約1.6ha	資源回収施設 処理能力20t/日
汚物処理場 旭川市環境センター	旭川市 東旭川町上兵村	約1.5ha	前処理方式 処理能力150kl/日
ごみ焼却場 旭川市近文清掃工場	旭川市 近文町12丁目	4.8ha	処理能力 焼却炉280t/24H(140t/24H2基) 併設施設(資源回収施設) 22t/5H

都市計画法に基づく記載事項
【都市計画変更】

備考欄(施設等の参考事項)
設備更新等に伴う記載内容の変更は都市計画変更には該当しない
→審議会に報告はすべき

【その他】旭川市都市計画審議会運営要綱(案)

運営要綱にて定める事項

決定報告事項(案)

- ニ 立地適正化計画の軽微な変更(都市再生特別措置法施行規則第31条)
 - ・法律上, 次に示す事項は都市計画審議会の意見聴取を不要としている。
 - ①レッドゾーンをはじめとする災害区域の追加指定に伴う誘導区域除外
 - ②都市機能誘導区域の誘導施設の立地を図る事項
 - ③防災指針に基づく取組推進に関する事項
 - ④都市計画施設の改修に関する事項

[参考] 立地適正化計画 軽微変更のイメージ

立地適正化の基本方針
誘導すべき区域・誘導施設

基本方針等の変更
↓
審議会意見聴取等が必要



・方針に基づいた施設改修
・災害区域の新規指定に伴う
誘導区域除外 など

軽微変更
↓
審議会意見聴取等が不要

【その他】旭川市都市計画審議会運営要綱(案)

運営要綱にて定める事項

決定報告事項(案)

③防災指針に基づく取組推進に関する事項(P67)

具体的な取組について、「旭川市強靱化計画」や「石狩川上流治水協議会の流域治水プロジェクト」等に基づき、取組方針毎に記載

→事業主体(国・道・市)の取組の追加・変更等に対応し、随時見直しを行う。

表 居住誘導区域内の防災上の課題解消や更なる防災対策向上のための具体的な取組

取組方針	リスク分類		対策区分		具体的な取組	実施主体			スケジュール	
	回避	低減	ハード	ソフト		市	道	国	短期	長期
		○	○		市街地を洪水被害から守るための河道掘削，河床低下対策，堰改築，侵食対策等		○	○	■	
		○	○		計画的な河道掘削等の実施，護岸破損箇所の修繕等	○			■	■

④都市計画施設の改修に関する事項(P69)

「老朽化した都市計画施設は、生活の安全性や利便性の維持・向上のため、計画的な改修，更新を進める。」

→令和6年度より、老朽化した都市計画施設の修繕計画を立案し、その内容を随時公表する。

その他運営に関する事項

第4条（審議会への意見聴取）

→必要に応じて都市計画審議会からの意見を頂く機会を設けるしくみ

第5条（小委員会の設置）

→必要に応じて小委員会を設けるしくみ

第6条（審議会の特例）

→新型コロナを踏まえ、参集が困難な場合におけるしくみ

第7条（公印）

→審議会公印取扱いの明文化